

名古屋支部

法改正と全産連の動向について 研修会

名古屋支部(新美三良支部長)は、10月27日(金)午後2時30分から、ウインクあいち(愛知県産業労働センター)11階1104号室(名古屋市中村区)にて、支部会員90名出席のもと「研修会」が開催されました。

司会進行は松内勝秀委員が執り行い、新美支部長は開会の挨拶で「本日の法改正の内容は皆様の業務に直結した内容になります。是非社業の運営に活用してください。」と述べました。

はじめに講師の(公社)全国産業廃棄物連合会専務理事 森谷賢氏のプロフィールが紹介され、環境省に在籍中の平成15、16年の法改正の担当をされ課長として尽力し、8年間産業廃棄物の業務に携わって



講師の(公社)全産連
森谷専務理事

たとのことでした。その後「平成29年度廃棄物処理法改正と全産連の動向について」の講演が始まり、『1. 廃棄物関連法の改正について』では、許可を取り消された者等に対する措置の強化として必要な措置を講じることができること、排出事業者への通知を義務付けること、また、マニフェスト制度の強化他について解説がありました。バーゼル法の一部改正では、規制対象物の範囲を法的に明確化、輸出先国で有害廃棄物とされている物を規制対象へ追加し、輸出承認を要件化しました。水銀廃棄物の適正処理については新たな対応について説明がありました。『2. 産業廃棄物処理産業の振興に関する法律案(仮称)大綱について』では、法案の前提として、産業廃棄物処理産業を営む事業者は、その事業活動において、①循環資源の循環的な利用及び処分 ②環境への負荷の低減 ③非常災害により生じた廃棄物の処理への協力 ④情報の公開 ⑤人材の育成 ⑥技能実習への協力 ⑦技術開発の推進 ⑧労働安全衛生の向上 ⑨地域社会の健全な発展への貢献、の9つの責務を果たすことを定めています。『3. 連合会

の名称変更について』では、平成29年10月の理事会において連合会の名称変更の第一案は【全国産業資源循環連合会】に絞り込まれているとのことでした。『4. 労働災害防止計画について』では、各協会が安全衛生事業を実施するために必要な支援方策として、周知材料の作成等、安全衛生教材の整備、正会員における安全衛生組織体制の整備、正会員における次年度労働災害防止計画の作成スケジュールを挙げました。『5. 人材育成の取組について』では、平成29年度福島県産業廃棄物処理業務研修会開催、平成29年度産業廃棄物処理業における人材育成方策調査検討業務、産業廃棄物処理検定(環境省後援)を、平成30年2月18日に5会場(東京、神奈川、新潟、長野、熊本)にて開催するとのことでした。講演後、質疑応答が行われ研修会は終了しました。

【質問】水銀含有ばいじん等であると同時に、鉛等の特別管理産業廃棄物である廃棄物については、マニフェストではどのように記載すべきか。

【回答】対象となる廃棄物が特別管理産業廃棄物である場合は、当該廃棄物に15mg/kg以上の水銀を含有していても「水銀含有ばいじん等」には該当しないため、マニフェストへの記載は不要である。このため10月1日より前からマニフェストに記載していた事項からの変更はない。

なお、当該廃棄物が従来の水銀を含む特別管理産業廃棄物である場合であって、水銀を1,000mg/kg(または1,000mg/L)以上含有する場合は、水銀回収義務がある。

【質問】窓口業者の規制を行うと聞いていたが、廃棄物処理法改正でどのようなになったか。

【回答】環境省から既に排出事業者責任に関する通知が出ており、排出事業者が行うべき根幹的な事柄、たとえば委託契約書の締結、そして料金設定などは、自らが行い管理会社といわれる者に任せてはいけないと規定されている。しかし、今回の廃棄物処理法改正には、管理会社に関する規制は含まれていない。

※質問は多数ありましたが誌面の関係上2つの質問を掲載させていただきました。